

石狩市いじめ防止基本方針の改定について

「石狩市いじめ防止基本方針：改定の主なポイント」

(1) いじめの定義・いじめの解消の明確化

【いじめの定義】従来「けんかは除く」としていたが、けんかやふざけ合いでも、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

【いじめの解消】①いじめに係る行為が3ヶ月間止む②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない(2つの要件)。

(2) いじめ防止対策組織の設置

【いじめ問題対策連絡協議会】いじめ防止に関する対策や取り組み内容について、関係機関・団体が情報を共有・協議する。

【いじめ問題調査委員会】法が定める重大事態が発生した場合、事実関係を明確にし、その調査結果を市長に報告するための組織。

(3) 学校の組織的対応の強化

→学校いじめ防止方針に基づき教職員が一人でいじめを抱え込まず、チーム学校として取り組むことや、スクールカウンセラーなどの活用を図る。

(4) 家庭や地域との連携強化

→いじめの状況や取組内容について、学校から家庭、地域に情報発信するとともに関係機関との連携強化を図る。

(5) 重大事態時への備え

→本改定方針や国の重大事態に関するガイドラインに則り対応する。

【石狩市いじめ防止基本方針改定に係るスケジュール(予定)】

- 1 定例教育委員会で基本方針改定予定を報告・・・・・・・・・・H29年7月
- 2 総合教育会議で改定予定を報告・・・・・・・・・・8月
- 3 いじめ問題対策協議会で改定素案協議・意見聴取・・・・・・・・8月
- 4 定例教育委員会で改定案を報告・・・・・・・・・・9月
- 5 パブリックコメントを実施(11/1～11/30)・・・・・・・・・・11月
- 6 建設文教常任委員会でパブコメ実施等を報告・・・・・・・・・・11月
- 7 総合教育会議で取組状況等を報告・・・・・・・・・・11月
- 8 定例教育委員会で可決・・・・・・・・・・12月
- 9 建設文教常任委員会で改定方針を報告・・・・・・・・・・H30年1月
- 10 いじめ問題対策協議会・総合教育会議で改定方針を報告・・・H30年2月